

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和7年8月6日に変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ （小型魚）	京都府定置漁業	61.1 t
	京都府漁船漁業等 （石川県禄剛崎灯台以西）	1.0 t
	京都府漁船漁業等 （石川県禄剛崎灯台以東）	0.0 t
	留保	1.1 t
くろまぐろ （大型魚）	京都府定置漁業	42.0 t
	京都府漁船漁業等 （石川県禄剛崎灯台以西）	3.5 t
	京都府漁船漁業等 （石川県禄剛崎灯台以東）	4.0 t
	留保	1.1 t